原小学校区における施設教室数不足の対応案について

I 概要

教育委員会では、今後の大規模校対策等の基礎資料とするため、継続的に推計調査を行っており、令和4年度においても業者委託による「印西市立小・中学校(木刈、原山、西の原及び滝野中学校区)児童生徒数等推計」を実施しました。

その推計において、原小学校の児童数が大幅に増加する結果となっており、早急に施設教室数不足の対応案を検討する必要が生じたため、原小学校区における施設教室数不足の対応 案について、教育委員会で検討しました。

Ⅱ 西の原中学校区の状況

1 今後の開発戸数の見込み

		R5	R6	R7	R8	R9	合計
西の原中学校	原小学校	150	120	120	120	120	630
四切原中子校	西の原小学校	103	100	100	100	100	503

[※]R元~R3の過去3年間の草深(原)地区における開発戸数の平均が約175戸(最大でR2に266戸が開発)であることを考慮し、草深(原)地区の未利用地が5年間で全て開発されると想定。

2 推計結果

原小学校区の児童数増加により、原小学校の施設教室数がピーク時に16教室程度不足することが見込まれます。

また、西の原中学校においても、原小学校区及び西の原小学校区における児童数増加の 影響により、将来、生徒数の増加が見込まれており、施設教室数がピーク時に24教室程 度不足することが見込まれます。

〈原小学校〉 保有普通教室数:46教室(42教室+4教室(小スペース))【令和5年度から】

			R4 ^(現況)	R5	R6	R7	R8	R9	R10 (ピーク)	R11	R12	R13	R14
	児童	数	1,117	1,275	1,401	1,532	1,674	1,752	1,813	1,734	1,614	1,463	1,302
		1 年生	6	8	8	9	10	9	9	6	6	5	5
	/3	2年生	6	7	8	9	10	10	9	9	6	6	5
	通常	3年生	5	7	7	8	9	10	10	9	9	6	6
学	学	4年生	5	6	7	7	8	9	10	10	8	9	6
級	級	5年生	5	6	6	7	7	8	9	10	10	9	9
数	IIVX	6年生	5	5	6	6	7	7	8	9	10	10	8
		合 計	32	39	42	46	51	53	55	53	49	45	39
	特別	リ支援学級	5	5	6	6	7	7	7	7	7	6	6
		計	37	44	48	52	58	60	62	60	56	51	45
普	過不 通教	足 室数		2	<u>△2</u>	△6	<u>∆12</u>	<mark>∆14</mark>	<mark>∆16</mark>	△14	<u>△10</u>	<mark>∆5</mark>	1

<西の原中学校> 保有普通教室数:26教室

	\		R4 (現況)	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14 (ピーク)
	生徒	数	628	829	891	964	1,009	1,128	1,219	1,344	1,431	1,541	1,582
	通	1年生	6	9	0	10	11	12	13	15	15	16	16
学	常	2年生	6	7	9	9	9	10	11	12	13	14	15
	学	3年生	6	7	7	9	9	9	10	11	12	13	14
級	級	盐合	18	23	25	28	29	31	34	38	40	43	45
数	特別	支援学級	2	3	3	3	4	4	4	4	4	5	5
	合	計	20	26	28	31	33	35	38	42	44	48	50
	過不) 通教			0	△2	△5	<u>△7</u>	<u>∆9</u>	<u>∆12</u>	<mark>∆16</mark>	<mark>∆18</mark>	<mark>△22</mark>	<mark>△24</mark>

Ⅲ 前回推計(令和2年度)との比較

1 前回と今回の推計を比較すると、令和4年度において、児童数は37人の増加に対し、 未就学児が306人増加しており、草深(原)地区及び東の原地区の未就学児数の実績が、前回の推計よりも大幅に上回っていることが要因になっていると考えております。 今年度完成した増築校舎は、前回推計に基づいて設計・建築しているため、今回の推計に おける児童数増加の影響により、教室数が不足してしまう状況となっております。

		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
前	未就学児	1,163 (推計)	1,149	1,117	1,070	964	907	854	813	787	767	756
	児童数	1,080 (推計)	1,150	1,230	1,319	1,355	1,327	1,289	1,215	1,123	1,013	909
今	未就学児	1,469 (実績)	1,465	1,409	1,324	1,227	1,168	1,002	947	904	870	845
	児童数	1,117	1,275	1,401	1,532	1,674	1,752	1,813	1,734	1,614	1,463	1,302
比	未就学児	<mark>306</mark>	316	292	254	263	261	148	134	117	103	89
較	児童数	<mark>37</mark>	125	171	213	319	425	524	519	491	450	393

[※]二重線で囲まれた部分は、児童数のピークを示している。

IV 原小学校区における施設教室数不足の対応案

- 1 学校適正配置審議会により検討した対応案(全6案)
 - ・ 案1 原小学校敷地内への増築
 - 案2 西の原小学校区への通学区域の変更(西の原小学校敷地内への増築)
 - ・案3 (旧)草深小学校用地を活用した原小学校分校の建設
 - ・ 案4 高花小学校の余裕教室を活用した原小学校分校の設置(高花小学校敷地内への 増築)
 - 案5 原小学校区内への小学校の新設
 - 案6 西の原中学校敷地内に原小学校分教室の設置(西の原中学校敷地内への増築)

2 対応案の検証

案1 原小学校敷地内への増築

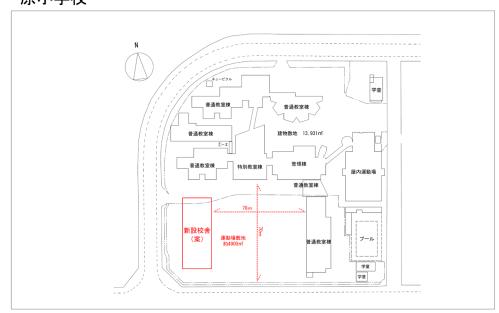
(1) 概要

原小学校敷地内に20教室程度の校舎を増築する。 また、西の原中学校についても、西の原中学校敷地内に20教室程度の校舎を増築する必要がある。

(2)対応案の検証

·	
項目	内容
① 学校運営面	・増築できる場所が運動場しかないため、運動場の面積が約4,900 ㎡となってしまう。
② 通学面	通学区域の変更を行わないため、通学路は変わらない。
③ 学校と地域 の関係	通学区域の変更を行わないため、これまでと同様に、学校と地域の関係が保たれる。
④ スケジュー ル	・令和4・5年度:設計・令和5・6年度:増築工事・令和7年4月1日:供用開始

原小学校



案2 西の原小学校区への通学区域の変更(西の原小学校敷地内への増築)

(1) 概要

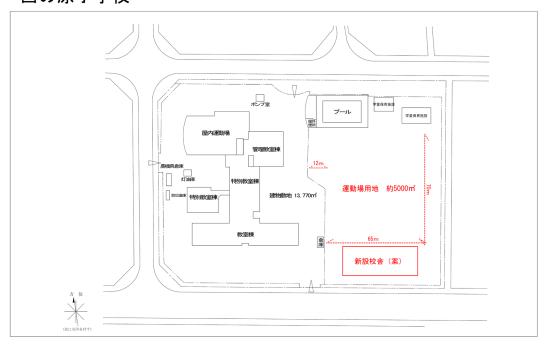
原小学校の既存施設で収容ができない児童数の対応を行うため、原小学校区の一部の地域を西の原小学校区へ通学区域を変更し、その児童数を受け入れることができる施設教室数を確保するため、西の原小学校の敷地内に22教室程度の校舎を増築する。

また、西の原中学校についても、西の原中学校敷地内に20教室程度の校舎を増築する必要がある。

(2)対応案の検証

項目	内容
① 学校運営面	・原小学校区から約500名の児童が通学区域の変更の対象となる。・増築できる場所が運動場しかないため、運動場の面積が約5,000㎡となってしまう。
②通学面	・歩道や信号機は既に整備されているが、原小学校に通学するより、 通学距離が長くなってしまう児童が発生する。※原小学校から西の原小学校までの距離:約1km
③ 学校と地域の関係	・原小学校と西の原小学校は中学校区が同じであるため、これまで と同様に、学校と地域の関係が保たれる。
④ スケジュー ル	・令和4・5年度:設計・令和5・6年度:増築工事・令和7年4月1日:供用開始

西の原小学校



案3 (旧)草深小学校用地を活用した原小学校分校の建設

(1) 概要

原小学校の既存施設で収容ができない児童数の対応を行うため、(旧)草深小学校用地に原小学校の児童の一部を受け入れる分校の校舎を建設する。

また、西の原中学校についても、西の原中学校敷地内に20教室程度の校舎を増築する必要がある。

(2) 対応案の検証

校舎と屋内運動場の整備が必要となることから、運動場の面積が 3,000 ㎡以下となってしまう。

また、利用開始までに校舎等を整備するには、時間的余裕が無い。

案4 高花小学校の余裕教室を活用した原小学校分校の設置(高花小学校敷地内への増築)

(1) 概要

原小学校の既存施設で収容ができない児童数の対応を行うため、高花小学校の余裕教室の活用及び高花小学校の敷地内に10教室程度の校舎を増築し、原小学校の児童の一部を受け入れる分校を設置する。

また、西の原中学校についても、西の原中学校敷地内に20教室程度の校舎を増築する必要がある。

(2) 対応案の検証

項 目	内	容				
① 学校運営面	 ・原小学校の一部の学年を分校に受け入れることによって、原校の施設教室数の不足を回避することができる。 ・学年を分離することで、教育指導面や学校運営面の影響が懸れる。 ・バスターミナルを設置できる場所が運動場しかないため、運の面積が約6,600 ㎡になってしまう。 					
②通学面	 ・原小学校から高花小学校までの距離が片道約2.5kmあること、地元ではない地域に通学することなどから、スクールバス運行の検討が必要である。 ・スクールバスを運行する場合、少なくとも18台以上用意する必要があり、また、バスターミナルの整備も必要となる。 ・この台数のスクールバスを運行する場合、登下校の時間帯の交通に大きく影響するおそれがある。 					
③ 学校と地域 の関係	・原小学校区の児童が他の地域に通学することになるため、地域を 学校のつながりが希薄になるおそれがある。					
④ スケジュー ル	<増築工事> ・令和4・5年度:設計 ・令和5・6年度:増築工事 ・令和7年4月1日:供用開始	<スクールバス> ・ 令和7年度:運行開始				

案5 原小学校区内への小学校の新設

(1) 概要

原小学校区内に学校用地を取得し、小学校を新設する。

(2) 対応案の検証

原小学校区内で、短期間に学校を建設できる用地を確保することはできない。

案6 西の原中学校敷地内に原小学校分教室※1)の設置(西の原中学校敷地内への増築)

(1) 概要

西の原中学校敷地内に40教室程度の校舎を増築し、原小学校の教室数が不足する令和7年度から令和13年度までの間、原小学校の4・6年生(4・6年生の学級数(R11ピーク時):19学級)の児童(※2)を受け入れるための分教室を設置する。

また、西の原中学校敷地内に校舎を増築することにより、小学校と中学校の双方の対応を図ることができる。

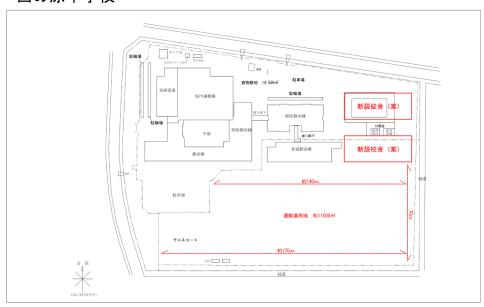
- ※1 千葉市における対応事例(平成26年4月、千葉市立新宿小学校の過大規模校化への対応として、千葉市立新宿中学校敷地内に千葉市立新宿小学校分教室(6年生が使用)を開設)を参考とした。
- ※2 分教室の対象学年について、中1ギャップの対応や本校・分教室における最高学年等を考慮し、 4・6年生とした。

(2)対応案の検証

項目	内容
① 学校運営面	 ・学年を分離することで、教育指導面や学校運営面の影響が懸念される。 ・増築する場所について、1期工事は既存校舎の脇に増築し、2期工事は体育の授業や部活動等の影響を少なくするため、プールを解体し、その場所に増築することで、運動場への影響を最小限にできると考えるが、プールを解体する必要があるため、中学生のプールの授業ができなくなる。 ・増築校舎は、原小学校の施設教室数の不足が解消されるまでの一定期間、分教室として使用し、施設教室数の不足が解消された後は、西の原中学校の校舎として活用できる。 ・西の原中学校に通う4・6年生は、中学生との交流を生かした教育を工夫することができる。
②通学面	・進学先の西の原中学校に通学することになるため、整備等は不要と考えるが、原小学校に通学するより、通学距離が長くなってしまう児童が発生する。 ※原小学校から西の原中学校までの距離:約1.1km

③ 学校と地域の関係	通学区域の変更を行わないため、これまでと同様に、学校と地域の関係が保たれる。					
④ スケジュー ル	<1 期工事> ・令和4・5年度:設計 ・令和5・6年度:増築工事 ・令和7年4月1日:供用開始	<2期工事> ・令和6年度:設計 ・令和7・8年度:増築工事 ・令和9年4月1日:供用開始				

西の原中学校



原小	 学校における施設	数室数不足	 ≧の対応案−	- 覧表						
		施設整	備規模		学校運営面				<u></u>	
		小学校	中学校	運動場面積	プール	児童の移動	学年の分離	原小からの 距離 (通学距離)	ほか	学校と地域の 関係
案1	原小学校敷地内への増 築	2 0 教室	2 0 教室	△ 原小 約4,900㎡	0	0	0	0		0
案 2	西の原小学校区への通 学区域の変更	20教室 +2教室	2 0 教室	△ 西の原小 約5,000㎡	0	500	0	△ 1km (最長2.4km)		0
l	(旧)草深小学校用地を 活用した原小学校分校 の建設	20教室 +屋内運動場	2 0 教室	令和7年度までに校舎と屋内運動場を整備するには、時間的余裕が無い。						
案 4	高花小学校の余裕教室 を活用した原小学校分 校の設置	10教室 +バス ターミナル	2 0 教室	△ 高花小 約6,600㎡	0	500	△ (2学年移動)	× 2.5km (最長3.9km)	スクール バス運行	×
案 5	原小学校区内への小学 校の設置		短期間に学校を建設できる用地を確保することはできない。							
案 6	西の原中学校敷地内に 原小学校分教室の設置	0 教室	4 0 教室 +プール解体	0	△ 西の原中 プールなし	500	△ (2学年移動)	△ 1.1km (最長2.5km)		0

3 対応案の検証に基づく教育委員会案

検証を踏まえ、当初、教育委員会では運動場面積の減少を一番の懸案事項として、学校 適正配置審議会に「案6 西の原中学校敷地内に原小学校分教室の設置」を提案し、承認 を受けておりました。しかしながら、学年を分離してしまうことによる教育指導面や学校 運営面への影響、通学における学校までの距離や児童の安全面について指摘があり、再考 した結果、運動場は狭くなってしまいますが、「案1 原小学校敷地内への増築」とします。

V 「原小学校敷地内への増築」の課題

敷地内へ増築することにより、以下のような課題が想定されます。

課題

- ・体育の授業において運動場・体育館で分けた場合も「1学級単位」での授業を 行うことが難しい。
- 特別教室(図工室・理科室・家庭科室など)の使用が重複してしまう。
- 業間休みや昼休みにおける「運動場での遊び」について、制限がかかる。
- 運動会において保護者席が確保できない。
- 体育館などの屋内施設を利用した発表会の入場制限がかかる。

※増築工事等について、工期は概ね18か月を予定しています。工事期間中は資材等を置くスペースが必要となることから、運動場面積が現在の4割程度となる見込みです。

今後の調査等により、雨水貯留槽設備設置が必要となった場合には、工事期間のうち3か月程度、運動場が全面使用不可となる場合があります。

Ⅵ 「原小学校敷地内への増築」の課題に対する具体的対応案について 原小学校敷地内に校舎増築に伴い、以下のとおり計画をしております。

【運動する場・遊びのスペースの確保】

- ア第2運動場の活用
 - ・第2運動場(そうふけふれあいの里(※))の活用。移動はバスを運用。
- イ 民間プールの活用
 - ・水泳学習の場として2学年を民間スイミングスクールに委託し、授業を実施。
- ウ 中庭にゴムチップ舗装
 - 遊び場、憩いの場として整備。
- エ 草深公園の活用
 - ・
 昼休み時間における遊びのスペースとして、
 草深公園を活用。
- 才 多目的室の設置
 - ・増築する校舎の中に多目的室を設置、屋内における軽運動スペースとして活用。

【学習指導対策】

- ア 特別教室の設置
 - ・ 増築する校舎の中に第2図工室・第2理科室・第2家庭科室を設置。
- イ 人的配置の充実
 - 学習指導員、学校司書、ICT支援員、配膳員を配置。
- ウ 教材の充実
 - ピーク時を見通し、計画的に備品を整備。

【学校の安全対策】

- ア 通学路の安全確保
 - 「通学路安全対策検討連絡協議会」(既に設置済)において通学路の安全確保に 向けた取り組みを定期的に協議。
- イ 草深公園の活用時の安全確保
 - 道路横断時において、警備員を配置。
- ウ 災害時における安全確保
 - 草深公園を2次避難所として利用。

【学校選択制の導入】

- ア 高花小学校と連携した通学区域の弾力的運用
 - ・従来の通学区域は残したままで、特段の理由が無くても、学区外就学を柔軟に 認める。通学はスクールバスを運用。

【学校行事の円滑な実施】

- ア運動会の実施
 - 松山下公園陸上競技場の利用を考慮。
- ※(旧)草深小学校跡地が、そうふけふれあいの里となっております。

Ⅲ 工事実施のスケジュール

				 工事等		対応策	運動場	第2	草深	民間
令	1月	増築に	関する設言	+			制限	運動場	公園	プール
和 4	2月									
年										
度	3月									
	4月									
	5月									
	6月		中原	庭の改修 ■ 校門・遊	具の移設					
	7月						(中庭)			
令	8月						(中庭)			
和 5	9月		中庭の	の供用開始		第2運動場使用開始 草深公園活用開始	— 部	0	0	
年	10月						—部	0	0	
度	11月						—部	0	0	
	12月		†完了 □事開始	校門・遊具の	移設完了		約6割減	0	0	
	1月						約6割減	0	0	
	2月						約6割減	0	0	
	3月						約6割減	0	0	
	4月					高花小学校弾力運用開始	約6割減	0	0	
	5月					民間プール使用開始	約6割減	0	0	0
	6月						約6割減	0	0	
	7月						約6割減	0	0	
令	8月						約6割減	0	0	
和	9月						約6割減	0	0	
6 年	10月						約6割減	0	0	0
度	11月						約6割減	0	0	
	12月						全面	0	0	
	1月						全面	0	0	
	2月						全面	0	0	
	3月						約6割減	0	0	
	※現時	- 点での	案となり	ます。業者決定後		4月増築棟供用開始 ジュールにつきましてはお知	らせいたし	ます。		

原小学校区における施設教室数不足の対応案に関するQ&A

※ 印の項目については、資料の項目を記載しています。

Ⅱ 2 推計結果

- Q: 増築校舎が令和7年度供用開始と説明があったが、令和6年度において2クラス不足しているが、対応は。
- A: 令和6年度は図工室を活用し、特別支援学級2クラスとして利用いたします。

Ⅲ 1 前回推計(令和2年度)との比較

- Q:未就学児、令和4年度時点で306人差があると説明があった。推計が誤っていたのではないか。
- A:推計を上回る増加があったことは事実でございます。推計方法は令和2年度と同じ手法をとっておりますが、設定条件において、前回推計時には市街化調整区域であることを考慮し、草深(原)地区の開発戸数を3分の2としていたところを、今回推計においては実績を考慮し100%で見ております。また、特に東の原一丁目、東の原三丁目地区については他の地区より未就学児の発生率が高くなっています。
- Q:開発の制限をかけることはできなかったのか。
- A:平成25年4月1日より、市街化調整区域においても、一定の要件を満たせば専用住宅等の建築ができることとなっておりますことから、開発の制限をかけることはできません。

Ⅳ 2 対応案の検証

- Q:運動場面積の基準はあるか。
- A:文部科学省所管の小学校設置基準(平成 14 年文部科学省第 14 号)によると、「校舎及び運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、別表に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別な事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。」とあり、児童数 721 人以上だと 7,200 平方メートルとなっております。

なお、原小学校の状況について千葉県を通じ、文部科学省に確認をしたところ、「基準となるものはないことから、学校設置者の責任により判断を行うこと。今回のケースであれば新校舎建設前と同等の教育が行えるような 状況であれば該当する」と回答がありました。

これを受け、そうふけふれあいの里に第2運動場を設置し対応することも検討しております。

- Q:通学距離の基準はあるか。
- A:通学距離については、小学校でおおむね4km以内、中学校でおおむね6kmを原則としています。通学時間については、交通機関の利用を含め、おおむね1時間以内を原則としています。

【原小学校】

- Q:北側駐車場に校舎を作ることにより、運動場面積を確保できるのでは。
- A:北側の職員駐車場や中庭の駐車場部分に分散して増築校舎を計画した場合でも、必要な教室数を確保することは難しいと考えております。また、校舎間の連絡経路がより複雑になるおそれがございます。
- Q:プールを解体し、その場所を増築スペースとして確保できないのか。
- A: プール部分に増築校舎を計画した場合でも、必要な教室数を確保することは難しいと考えております。また、小学校における水泳学習は必修となっており、民間プールですべての学年の受入れができないことから、プールの解

体は考えておりません。

- Q:運動場について、直線とトラックは何mとれるのか。
- A: 直線約70m、トラックは約150mを想定しております。

【西の原小学校】

- Q: 学区変更をしたうえ運動場に校舎を増築するとあるが、現校舎南側に建築可能なのでは。
- A: 建築基準法の規定により、現校舎の教室について採光の基準を満たすことが必要です。 増築校舎(廊下を挟ん だ両側教室)を現校舎の南側に計画すると、現校舎の採光基準が満たさなくなる可能性がございます。

【(旧)草深小学校】

- Q:「時間的余裕が無い」とはどういうことか。
- A: 令和7年度に原小学校の教室数不足が見込まれているため、令和7年4月までに増築校舎や体育館等、学校に 必要な施設を整備するには、設計・工事含め約2年間では供用開始できないためです。

【高花小学校】

- Q:バスターミナルは必要なのか。
- A: バス18台を運行することになるため、乗降時の安全を確保するためにも専用のバスターミナルが必須と考えております。

【新設校】

- Q: 印西牧の原駅周辺に土地があると聞いたが。
- A:用地購入を行うとともに、令和7年4月までに増築校舎や体育館等、学校に必要な施設を整備するには、設計・工事含め約2年間では供用開始できないためです。

【西の原中学校分教室】

- Q:なぜ分教室に行く学年が、4年生・6年生なのか。
- A:参考といたしました千葉市立新宿小学校では、分教室は6年生のみとなっております。千葉市立新宿小学校の教 頭先生に話を聞いたところ、6年生に代わり5年生がリーダーとなり、学校運営にかかわっているとのことでした。 印西市で分教室を実施するには2学年分の移動が必要となることから、4年生がリーダーとなるのは難しいと考え、 4年生・6年生としたものです。
- Q:中学生が通学しているのであれば、小学生も通学可能なのでは。
- A:中学生は自転車通学をしております。通常、小学生が自転車通学することは、安全面において問題があると考えております。

Ⅵ 「原小学校敷地内への増築」の課題に対する具体的な対応策

【運動する場・遊びのスペースの確保】

- Q:体育等の授業数が不足することはないのか。
- A:授業計画については学校が計画いたしますが、運動場、第2運動場、体育館、中庭を活用し、不足することの無いよう計画できると考えております。
- Q:第2運動場は雨天時使えないと思うが、第2体育館は作らないのか。

- A: 第2体育館の建築は、現時点では考えておりません。代替として、増築する校舎の中に軽運動ができる多目的室 を設置します。
- Q: 多目的室ではどの程度の運動ができるのか。
- A: 広さは普通教室2から3教室程度を想定しております。天井高は他の教室と変わらないため、ボールを使った運動はできませんが、体操やマット運動等は可能と想定しております。
- Q:民間プールの活用とあるが、どこか。
- A:(株)MTJフィットネス ジョイフルアスレティッククラブ千葉NTです。
- Q:民間プールの活用について、どのくらいの利用ができるのか。
- A:調整をしておりますが、週3日、1回のレッスンで100名程度受け入れた実績があると回答を得ております。現状の利用状況から、予定としては5月・10月、2クラスずつ実施すると仮定し、2学年の予定となっておりますが、指導員の手配が必要なことから実施にあたっては調整が必要となります。
- Q:民間プールの活用について、市内には何か所かあるが分散して活用できないのか。
- A:調整している業者以外に、市内には4か所民間等のプールがありますが、確認したところ、受け入れ不可能との 回答を得ております。
- Q:中庭にブランコなど設置は可能か。
- A:安全面を考えたうえで、設置可能か検討します。
- Q: 原小学校から徒歩圏内に空き地があるが、そこを借りて運動場にできないか。
- A:運動場については、そうふけふれあいの里の運動場の利用を考えております。 移動につきましては、専用バスによる送迎を考えております。
- Q:業間休みや昼休みなど、子どもたちの外遊びが制限される。ストレスが心配である。
- A: 現在は運動場のみ開放しておりますが、体育館と中庭及び草深公園の活用を考えております。

【学習指導対策】

- Q:人的配置の充実とあるが、他の学校より配分は多くなるのか。
- A: 基準に沿って配置し、指導上必要があれば増員を検討します。
- Q:第2図書室は作るのか。
- A:今後、必要な教室等について学校と協議し、進めていきたいと考えております。
- Q:原小学校の蔵書率はどのくらいか。
- A: 令和4年度において、80.6%となっております。
- Q:図書室の蔵書率が他と比べて少ないのでは。
- A:現在、市内全小中学校を対象に5年計画で蔵書率の向上を計画しております。蔵書率が低い学校においては、 令和5年度から予算の重点配分をいたします。原小学校は重点配分対象校となっております。

【学校の安全対策】

- Q:草深公園を2次避難所として利用とあるが、具体的な避難方法は。
- A: 発災時、机の下に避難します。 地震等の揺れが十分収まってから、 校庭や中庭、正門前に一時集合し、その後、草深公園に避難します。 草深公園に避難する際には道路を横断する事になりますので、 先生方の指示のもと安全に十分注意し、 移動します。
- Q:災害時、児童 1,800 人と教職員が安全に避難できる校庭の広さはあるか。
- A:安全を確保するため、建物から 5m程度除いた面積は約 4,000 ㎡を想定しております。児童と教職員を合わせて 約 2,000 人と想定した場合、1 人当たりの面積は約 2 ㎡となることから、一時的に校庭へと避難することは可能と 考えております。その後、安全が確保され次第、すみやかに草深公園へ避難します。

【学校選択制の導入】

- Q: 高花小学校へ入学したとして、中学校はどうなるのか。
- A:原則として、高花小学校の進学先である、船穂中学校となります。
- Q:船穂中学校までスクールバスは出るのか。
- A:中学校は自転車通学が認められていることから、スクールバスについては考えておりません。
- Q:市内他の中学校において、スクールバスは出ていないのか。
- A:印西市内における中学校において、スクールバスは出ておりません。

【学校行事の円滑な実施】

- Q:松山下公園で運動会の実施とあるが、1,800人もの児童の移動は。保護者はどうなるのか。
- A:運動会の運営については学校側と相談の上実施していただくこととなりますが、一つの案といたしまして時差開催を提案いたします。なお、松山下公園の駐車場の関係もあることから、児童と保護者 1 名までバス送迎を考えております。

	Aパート	Bパート		
時間	9時から14時	10時30分から15時30分		
対象学年	1年・4年・6年	2年・3年・5年		
対象人数	900人	900人		
バス	8:00 原小学校近辺(児童)	9:30 原小学校近辺(児童)		
(18 台ピストン輸送)	8:50 原小学校近辺(保護者)	10:20 原小学校近辺(保護者)		
	14:30 松山下公園(保護者)	16:10 松山下公園(保護者)		
	15:20 松山下公園(児童)	17:00 松山下公園(児童)		

- Q:保護者と教職員の会役員は誘導案内を行うため、運動会を見ることができない。
- A:運動会の運営については学校側と相談の上実施していただくこととなります。

全体説明会について

- Q:出席者のうち、未就学児が4歳児・5歳児の保護者とあったが。
- A: 増築工事が令和5年度及び6年度になりますことから、その年度に小学校に通学することになる児童の保護者様とさせていただきました。

- Q: それ以外の未就学児について説明をする機会は。
- A: 広報いんざい及びホームページを基本とし、周知します。また、高花小学校と連携した通学区域制度の弾力的な 運用を行いますが、弾力的な運用についてのお知らせを毎年、入学予定の保護者様あてに通知する予定であり、 その際に原小学校の状況についてあわせて周知したいと考えております。

分離新設について

- Q: 当初から分離新設を考えるべきであったのでは。
- A: 令和7年度の教室数不足の対応を第一として対応策を検討してまいりました。分離新設となりますと、令和7年度 までに不足する教室数を用意するためには時間がないことから増築案を方針としております。
- Q:分離新設について話があったが、市所有の土地はあるのか。
- A: そうふけふれあいの里

現在、社会福祉施設として活用しており、位置についても原小学校通学区域外となります。仮に同施設を全て活用した場合であっても、原小学校の大規模化の解消とならない状況です。

東の原公園

担当部署に確認したところ、当公園は、都市公園の指定を受けており、公園を学校敷地として利用することは、できないとのことです。

- Q:印西牧の原駅南口近辺に土地があると聞いたが。
- A:対象地区については「印西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」に基づき、学校に建築ができない地区となっております。
- Q:どのような場所を検討しているのか。
- A: 原小学校区内における市街化調整区域の、まとまった土地について、現在調査を行っております。
- Q:いつ分かるのか。
- A:現時点では、いつまでと明確にお示しできません。
- Q:分離新設までどのくらいに時間がかかるのか。
- A:通常、用地が確保されてから、基本設計・実施設計で2年、敷地の造成及び工事に3年程度かかる見込みです。
- Q:ピークが過ぎてしまうのではないか。
- A:ピークが過ぎたとしても、引き続き大規模校であることが見込まれますことから、対応するものです。

西の原中学校について

- Q:西の原中学校も大規模化するのではないか。
- A: 令和14年度において、普通教室45クラスをピークと見込んでおります。対応としては特別教室棟脇に校舎を増築し対応いたします。
- Q:西の原中学校も分離新設をした方が良いのでは。
- A: 令和5年度の推計値と学級編制状況調査を比較すると、推計値では829人ですが、調査結果では696人となっ

ております。要因としては学区外就学や私立学校等への就学と思われますことから、生徒数の推移について注視していきたいと考えております。

今年度完成した増築校舎について

- Q:なぜ余裕をもって建築をしなかったのか。
- A: 今年度完成した増築校舎については、令和2年度の推計値をもとに余裕を持たせた学級数を算定したところです。 しかしながら、この推計値を大きく上回る入居等が発生したことから、更なる児童数の増加が見込まれたため、教 室数が不足することになったものでございます。
- Q: 増築した校舎の上部に教室を建て増しできないのか。
- A:構造上、不可能となります。

避難所について ※学校施設関連で質問がありましたので記載します。

- Q:近隣住民が避難した際に、学校の体育館が避難者で入りきれない場合、どうしたらいいのか
- A: 指定避難所32ヶ所の中で、収容人数に余裕のある避難所に移送する等の手段により、人数調整を行います。また、避難所では体育館の他、状況に応じて特別教室、普通教室も避難所として活用いたします。
- Q: 原小学校区域の指定避難場所はどこか。
- A: 西の原中学校区では、西の原中学校、西の原小学校、原小学校、そうふけふれあいの里がございます。市内32 ヶ所の、どこの避難所に行っていただいても問題はございません。